東京都

～医学部受験生のみなさんへ～

東京都地域医療医師奨学金（特別貸与奨学金）制度について

将来、医師として、東京都の地域医療に従事する強い意思を持つ医学部生（都が指定する大学が実施する「東京都地域枠入学試験」に合格し、入学する方）に奨学金を貸与します。

令和９年度 東京都地域枠入学試験の概要

１　東京都が指定する大学及び募集人数（予定）

大学名	人数	入学試験区分
順天堂大学	８人	東京都地域枠入学試験　８人
杏林大学	８人	一般入学試験（東京都地域枠）　８人
日本医科大学	５人	一般入学試験（東京都地域枠）　５人

２ 出願資格（特別貸与奨学金の申込み資格）

次の①から③までの要件を全て満たす方が対象です。

① 出願時に、次のいずれかの要件を満たす者

ア 東京都内に住所を有し、かつ高等学校等を卒業した者（卒業見込みを含む。）

イ 都内の高等学校等を卒業した者（卒業見込みを含む。）

② 各大学が実施する「東京都地域枠入学試験」に合格したとき、当該大学への入学を確約できる者

※ 合格したときは入学を辞退することができません。

③ 医師免許取得後、小児医療、周産期医療、救急医療、へき地医療のいずれかの領域で、東京都が指定する医療機関※において、奨学金貸与期間の１．５倍以上の期間（初期臨床研修期間を含む。）、医師として従事する意思を有すること。

※ 東京都が指定する医療機関は、都ホームページをご確認ください。

３ 出願に当たっての注意事項

○ 「東京都地域枠入学試験の学生募集要項」及び「東京都地域医療医師奨学金（特別貸与奨学金）のご案内」をよく読んで、内容を確認してください。

○ 「東京都地域枠入学試験の出願書類」と「特別貸与奨学金貸与申込書類」を一緒に、受験を希望する大学へ提出してください。

「東京都地域枠入学試験の学生募集要項」及び「東京都地域医療医師奨学金（特別貸与奨学金）のご案内」は、各大学で配布しています。

東京都地域医療医師奨学金（特別貸与奨学金）制度の概要

1 奨学金の貸与

奨学金として、各大学の修学費(全額)及び生活費(月額10万円)を貸与します。

大学名	修学費(6年間計)	生活費(6年間計)	合計額
順天堂大学	2,080万円	720万円	2,800万円
杏林大学	3,700万円		4,420万円
日本医科大学	2,200万円		2,920万円

※ 貸与契約締結にあたっては、一定の職業に就き、収入を得ている連帯保証人2名が必要です。
※ 修学費には、学生会・父兄会費、傷害保険料等は含みません。
※ 修学費は、東京都が直接大学へお支払いします。入学金を含め、一時的な立替えもありません。
※ 生活費は、学生本人名義の口座へ振り込みます。
※ 大学において授業料等の改定が行われた場合は、奨学金の額も改定します。

2 奨学金の貸与期間

令和9年4月から大学を卒業する月まで。ただし、休学しているとき、停学処分を受けているとき、留年により同一学年を再度履修している年度は、貸与を休止します。

3 奨学金の返還猶予

上記2の貸与期間終了後、貸与を受けた奨学金の金額と利子(年率 10%)を合計した金額を返還することになります。ただし、次の①から④のいずれかに該当する期間は、返還を猶予します。

① 出身大学の都内付属病院※1で臨床研修を受けているとき。
② 臨床研修修了後、引き続き、小児医療、周産期医療、救急医療、へき地医療のいずれかの領域で、医師として、都が指定する医療機関※3に従事しているとき。
③ 医師国家試験に不合格だった場合、大学を卒業した日から2年以内に医師国家試験に合格し、免許を取得しようとする意志があるとき。
④ 災害、疾病、出産、育児、介護等により、医師として従事することができないと、東京都が認めたとき(通算して、原則4年間まで)※2。

4 奨学金の返還免除

次の①の要件を満たし、②・③に該当する指定勤務をいずれも行ったときに、奨学金の返還を免除します。

① 卒後2年以内に医師国家試験に合格し、ただちに医師免許を取得すること。
② 医師免許取得後、直ちに出身大学の都内付属病院※1での臨床研修を開始し、2年間の研修を修了すること。
③ 初期臨床研修修了後、引き続き小児医療、周産期医療、救急医療、へき地医療のいずれかの領域で、東京都が指定する都内の医療機関※3において、7年間医師として継続的に勤務すること。

5 奨学金の返還

奨学金返還猶予期間中に上記4の返還免除の要件を満たさなくなった場合には、貸与額に10パーセントの利息を付した金額を返還いただきます。

※1 臨床研修を受ける病院は、都内の医師少数区域(東京都保健医療計画を参照)に所在する基幹型臨床研修病院等でも可能な場合があります。
※2 一定の要件を満たした場合には、例外的に、医師としての能力開発のための大学院進学又は留学が認められる場合があります。
※3 都が指定する都内医療機関の一覧は、ホームページに掲載しています。

都が指定する都内医療機関の一覧はこちら⇒